

豊橋市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、がん患者アピアランスケア支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、がん患者のがん治療による外見の変貌を補完する医療用補整具（ウィッグ又は乳房補整具をいう。以下「補整具」という。）の購入に要する費用の一部を補助することにより、がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ（かつら）（全頭用及び部分用であって、ウィッグと同時に申請する場合によっては、頭皮保護用ネットを含む。ただし、毛付き帽子は含まない。）をいう。
- (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッド又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日において豊橋市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者
- (3) 現に補整具を購入している者（令和4年4月1日以降に購入している者に限る。）
- (4) 過去に本市を含む愛知県内の市町村から、この補助金と同種の補助等を受けていない者

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、予算の範囲内において次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
ウィッグの購入費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限とし、1円未満の端数は切り捨てる。）
乳房補整具の購入費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限とし、1円未満の端数は切り捨てる。）

- 2 補助金の交付回数は、前条に規定する補助対象者1人につき、補整具の種類ごとに1回とする。

(補助金の申請)

第6条 第4条に規定する補助対象者で、補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊橋市がん患者アピアランスケア支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類
 - (2) 補整具の購入に係る領収書
 - (3) 補助対象者以外の者（法定代理人を除く。）が申請者となる場合にあっては委任状（様式第2号）
- 2 前項に規定する申請は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。
 - 3 第1項第2号に規定する領収書は、申請者から返還の求めがあったときは、これを返還することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、豊橋市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しない決定をしたときは、豊橋市がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付不承認通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は前条の規定により補助金の交付を決定した後、豊橋市がん患者アピアランスケア支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）による申請者の請求に基づき補助金を交付するものとする。この場合において、申請者の請求は、補助金の交付を決定した日にあったものとみなす。

(暴力団等の排除)

第9条 市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。